

# 告 示

## 埼玉県告示第二百五十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 組合の名称

和光市白子三丁目中央土地区画整理組合

### 二 事業施行期間

平成二十一年十一月二十日から令和十四年三月三十一日まで

### 三 施行地区

埼玉県和光市白子三丁目の一部及び大字下新倉字吹久原の全部

### 四 事務所所在地

埼玉県和光市下新倉二丁目十五番四号

### 五 設立認可の年月日

平成二十一年十一月二十日

### 六 変更の内容

第六条中の事務所所在地を「埼玉県和光市白子三丁目九番九十二号」から「埼

玉県和光市下新倉二丁目十五番四号」に変更する。

### 七 変更認可の年月日

令和六年三月十五日